

令和 7 年度社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査結果について

社会福祉法等の規定に基づき令和 7 年度に実施した県所管の社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 実施状況

区 分		法人・施設数 (A)	実施数 (B)	実施率 (%) (B/A=C)	備 考
社 会 福 祉 法 人		86	30	34.9	監査頻度 概ね 3 年毎
社会福祉施設	老人福祉施設	121	47	38.8	監査頻度 概ね 3 年毎
	障害者支援施設	20	8	40.0	
	生活保護施設	6	6	100.0	
	社会福祉住居施設	2	2	100.0	
	障 害 児 施 設	14	14	100.0	監査頻度 毎年実施
	保 育 所 等 ※	202	202	100.0	
	そ の 他 ※	8	8	100.0	
	計	373	287	76.9	

- ・保育所等※：保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、児童館
- ・そ の 他※：児童養護施設、児童家庭支援センター

2 文書による指摘状況等

区 分		法人・施設数 (E)	指摘率 (%) (E/B)	指摘件数 (F)	改善済 (G)	改善率 (%) (G/F)
社 会 福 祉 法 人		5	16.7	8	8	100.0
社会福祉施設	老人福祉施設	11	23.4	17	16	94.1
	障害者支援施設	1	12.5	1	1	100.0
	生活保護施設	1	16.7	1	1	100.0
	社会福祉住居施設	2	100.0	3	3	100.0
	障 害 児 施 設	0	0.0	0	0	—
	保 育 所 等 ※	11	5.4	19	17	89.5
	そ の 他 ※	0	0.0	0	0	—
	計	26	9.1	41	38	92.7

<参考> 県所管の社会福祉法人及び社会福祉施設

- ・法人：国、指定都市、中核市、その他の市（全市）所管の法人以外
- ・施設：国、指定都市、中核市、県から権限を移譲している市（高梁市、新見市、真庭市）所管の施設以外

3 指摘の主な内容及び件数等

区 分		主 な 内 容	指摘件数 ①	改善済数 ②	改善率(%) ②/①
社会福祉法人		① 会計処理等が不適切	2	2	100.0
		② 評議員の評議員会欠席	2	2	100.0
		③ 登記手続等が不適切	2	2	100.0
		④ その他	2	2	100.0
社会福祉法人 計			8	8	100.0
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設	① 会計処理等が不適切	5	5	100.0
		② 人員基準に不適合	4	4	100.0
		③ 届出書類が未提出	2	2	100.0
		④ その他	6	5	83.3
		小 計	17	16	94.1
	障害者支援施設	① 虐待防止体制の整備が不十分	1	1	100.0
		小 計	1	1	100.0
	生活保護施設	① 建物、設備の維持管理状況が不十分	1	1	100.0
		小 計	1	1	100.0
	社会福祉住居施設	① 消防機器点検の実施状況が不十分	2	2	100.0
		② 入居者との契約手続の不備	1	1	100.0
		小 計	3	3	100.0
	障害児施設	—	0	0	—
		小 計	0	0	—
	保育所等	① 届出書類が未提出	5	5	100.0
		② 会計処理等が不適切	4	4	100.0
		③ 避難訓練等の実施状況が不十分	3	3	100.0
		④ 職員研修の未実施	2	2	100.0
		⑤ その他	5	3	60.0
		小 計	19	17	89.5
	その他	—	0	0	—
		小 計	0	0	—
社会福祉施設 計			41	38	92.7